

添付法令資料 3 :

電力に対する特定の商品及びサービス税の徴収に関する2023年1月20日付  
インドネシア共和国政令No. 4 (目次)  
同日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 電力に対する特定の商品及びサービス税の規定
  - 第1節 電力に対する特定の商品及びサービス税の規定の資料 (第2条)
  - 第2節 対象、主体及び納税者 (第3条及び第4条)
  - 第3節 賦課基準 (第5条及び第6条)
  - 第4節 税率 (第7条)
  - 第5節 納付時期 (第8条及び第9条)
  - 第6節 徴収地 (第10条)
  - 第7節 既に定められた活動のための受領税収の使用 (第11条及び第12条)
  - 第8節 税の徴収規定 (第13条)
  - 第9節 政府により支払われる、電力に対する特定の商品及びサービス税の納付  
手続 (第14条)
- 第3章 終則 (第15条及び第16条)